4医療費助成守れと意見書

府議会でも削減反対の声高まる

和泉市

橋下『改革』が進める府の4医療費助成の削減に対して、協会が自治体に意見書採択を働きかけているのにこたえて、10月24日、和泉市議会が「大阪府の老人・障がい者・乳幼児・ひとり親家庭の4医療費公費負担助成制度見直し中止を求める意見書」を採択した。

意見書では、4医療費助成への1割負担の導入や所得制限の強化が、負担増による受診抑制をまねき、子育て世代にとっては経済的負担を増やすとして、大阪府に対して、制度見直しの中止を求めている。

協会では、署名や自治体への意見書採択の働きかけを強めており、これまでに田尻町・吹田市・高槻市・守口市で、削減見直しを求める意見書が採択された。和泉市で、5市町目になる。

また、10月15日に閉会した9月定例府議会でも、3師会から提出された、福祉4医療費助成制度の現行制度維持や、年末年始歯科医療体制の確保などを求める請願が採択されるなど、橋下『改革』の見直しを求める声が高まってきている。

協会は今後も、自治体への働きかけを強めるとともに、大阪府と12月18日に交渉の場を設けて、4医療費助成制度の維持・拡充などを求める。

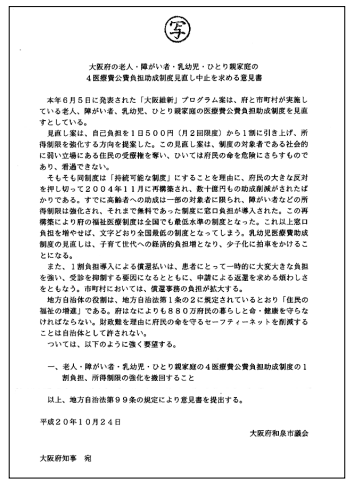

写

大阪府の老人・障がい者・乳幼児・ひとり親家庭の
4医療費公費負担助成制度見直し中止を求める意見書

本年6月5日に発表された「大阪維新」プログラム案は、府と市町村が実施している老人、障がい者、乳幼児、ひとり親家庭の医療費公費負担助成制度を見直すとしている。

見直し案は、自己負担を1日500円（月2回限度）から1割に引き上げ、所得制限を強化する方向を提案した。この見直し案は、制度の対象者である社会的に弱い立場にある住民の受診機会を奪い、ひいては府民の命を危険にさらすものであり、看過できない。

そもそも同制度は「持続可能な制度」にすることを理由に、府民の大きな反対を押し切って2004年11月に再構築され、数十億円もの助成削減がされたばかりである。すでに高齢者への助成は一部の対象者に限られ、障がい者などの所得制限は強化され、それまで無料であった制度に窓口負担が導入された。この再構築により府の福祉医療制度は全国でも最低水準の制度となった。これ以上窓口負担を増やせば、文字どおり全国最低の制度となってしまう。乳幼児医療費助成制度の見直しは、子育て世代への経済的負担増となり、少子化に拍車をかけることになる。

また、1割負担導入による債混払いは、患者にとって一時的に大変大きな負担を強い、受診を抑制する要因になるとともに、申請による返還を求める煩わしさをともなう。市町村においては、債務事務の負担が拡大する。

地方自治体の役割は、地方自治法第1条の2に規定されているとおり「住民の福祉の増進」である。府はなによりも850万府民の暮らしと命・健康を守らなければならない。財政難を理由に府民の命を守るセーフティーネットを削減することは自治体として許されない。

ついては、以下のように強く要望する。

一、老人・障がい者・乳幼児・ひとり親家庭の4医療費公費負担助成制度の1割負担、所得制限の強化を撤回すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月24日

大阪府和泉市議会

大阪府知事　殿

和泉市で採択された意見書

混合診療シンポジウム

「必要な医療は保険で」目指し

医師・医療関係者・患者で連帯を

「必要な医療は保険で」の国民皆保険の理念を貫き、混合診療の全面解禁を止めさせ、保険給付を拡大しようと、全国保険医団体連合会（保団連）は10月26日、東京で「医科・歯科混合診療問題を考えるシンポジウム」を開き、混合診療問題を広く宣伝し、混合診療全面解禁を阻止する運動をすすめ、①多くの患者が医療費負担の心配なく医療が受けられるよう、患者一部負担を軽減すること②政府は混合診療全面解禁・拡大をしないこと③安全性、有効性の確立していない企業等の実験的医療や臨床研究段階の医療に「保険外併用療養費」として公的医療費を投入しないこと④安全性、有効性の確立した医療は速やかに診療報酬を正当に評価し、保険導入すること――の4項目を実現する決議を採択した。シンポジウムには46協会、保団連、患者団体、法律家など186人が参加した。大阪歯科協会から伊津進弘理事長ら9人が参加した。

保団連歯科代表の宇佐見宏氏は、特別報告で、1960年代後半からの差額徴収が社会問題となって76年に廃止されたが、自費の補綴を行う場合も保存治療までは保険請求できる「51年通知」が出て現在に至っていること、このため歯科新規技術の保険導入や歯科医療費の50％を占める補綴点数が放置され、総医療費に占める歯科医療費のシェアを減少させたこと、保険診療の低質化や高額な歯科医療費のイメージを固定し、現在も払拭されずに歯科受診の手控えが続いていること、また歯科の混合診療をめぐる裁判を経た厚労省の特定療養費制度創設などの動きを紹介した。

シンポジウムでは、弁護士の平井哲史氏が混合診療に法的根拠はないとした東京地裁の判決を、「安全な医療を公平に国民全てにを理念とする医療保険制度の趣旨に立ち返って検討せず、形式論理で混合診療を容認している。規制緩和優位の発想だ」と厳しく批判した。

「今後の難病対策」勉強会実行委員長、全国心臓病の子どもを守る会事務局次長の水谷幸司氏は、患者から見た保険外負担の実態と混合診療問題について、4人部屋まで差額ベッドが公認され保険外徴収は際限なく拡大し「1カ月も入院すると200万円も300万円も自己負担している」として、国に「必要な医療は保険診療で」の原則を堅持させ、患者の生存権、健康権を守り抜くために、患者と医師・医療関係者の連携を訴えた。

保団連理事の三浦清春氏は医科の立場から、保団連副会長の馬場淳氏は歯科の立場から、それぞれに混合診療解禁阻止のため医療・歯科医療をめぐる動きを紹介し、国民との共同の運動で社会的共通資本としての医療を憲法25条の精神で守ることが重要だと訴えた。

新規開業セミナー

物件選定など学ぶ

組織部

協会・組織部は、勤務医会員を対象とした新規開業セミナーを10月19日、保険医会館で開いた。講師は㈱ジャパンデンタルの芝原高之氏と安田成男氏が務め、歯科医師ら13人が参加した。

芝原氏は、現在は経済誌が特集を組むほど歯科界は厳しくなっていることや、国民の7割が歯の悩みを持ちながらも通院するのは4割ほどであることなど、歯科界の現状などについて報告し、残り3割の潜在患者を顕在化させることが重要とした。その他、他の医院に取り残されないためにも、リニューアルできるよう開業時から将来の設備投資に備えることが大切であるとした。

物件選定について安田氏は「マーケティング戦略だけでなく、家族の協力や、先生自身がどのような医院でどのような診療コンセプトのもと診療したいという、しっかりとした医院像を持つことが重要である」と訴えた。

その後、土地開業やテナント開業だけでなく、近年数を増やしている医療モールや大型ショッピングモールなどで開業する際のメリット・デメリットなどを物件形態ごとに説明。「居抜き物件は安く済むというイメージをもつ先生も多いが、営業権支払いの有無、機械・内装の状態、患者の引継ぎ等の条件次第では新規開業並みの経費がかかることもあり注意が必要である」とし、前医院の廃業理由や現在診療しているか、前年度の確定申告書を見せてもらえるかなどの確認すべき点を指摘した。

宣伝・広告方法などについては、「医院を探す際にホームページを利用する患者も多く、作らないよりは絶対に作っておいたほうがよい」というアドバイスのほか、看板の種類や費用などについてスライドを用いて医院の実例を紹介した。

参加者からは「暗い話題が多い歯科界で、具体的な数値を用いての明るい情報が嬉しく思えた」などの意見が出された。

税Q&A

生前に子の債務肩代わり

贈与税の課税対象に

黒岩哲夫（税理士）

Q　今年（2月10日）母が亡くなりました。母の遺産の総額が1億円あり、債務控除額200万円（葬式費用を含みます）で、相続人は、歯科医業を営んでいる私（長男）と姉・妹の3人で、相続財産を取得することになっています。

私は生前母より①相続開始2年前の平成18年に金融機関から借りていた残債務2000万円を私に代わって弁済してくれました。②本年1月15日に現金1000万円の贈与を受けました。

以上のような場合、今回の相続税の申告に際し、贈与税との関連において留意すべき点はどのようなことでしょうか。なお、贈与税の申告はしておりません。

A　①残債務2000万円の肩代わりによる債務の弁済について

債務の引き受けまたは第三者のためにする債務の弁済があったことによる利益、すなわち債務弁済の2000万円については、長男が母親から贈与により取得したものとみなして贈与税が課税される。ただし、母親は求償権を行使しなかった。よって平成18年分の贈与税の申告は、期限後申告として申告をしなければならない。

また、長男がその相続の開始前3年以内に母親から財産の贈与を受けたわけなので、その贈与によって取得した2000万円を相続税の課税価格に加算した価額が相続税の課税価格とみなされ、相続税が課税される。上記贈与税の申告に係る贈与税額は、長男の相続税額から控除されるが、控除不足が発生しても贈与税額は還付されない。

※　相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産を相続財産に加算しても、贈与時点の贈与税の課税関係は消滅しない。

A　②現金贈与1000万円の取り扱いについて

現金贈与1000万円については、長男の相続税の課税価格に加算の上、相続税額が計算されるので、贈与税は課税しないことになる。

医院と患者さんの定期便　医院新聞　共同発行会

医院新聞共同発行システム図

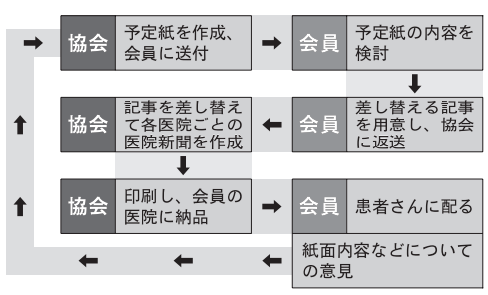

手間要らずで安価に

ベースは協会が責任編集
記事の一部は差し替え可能
各医院のオリジナル紙面

隔月（奇数月）発行　B5判　4ページ建て
100部　14,100円から
お問い合わせは　協会事務局 ☎06-6568-7731へ

医院独自の題字を作成（ロゴマークの使用も可能）